

# 収入保険が はじまります！

## 収入保険の具体的な仕組み

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

**青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。**

青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

**農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。**

簡単な加工品（精米など）は含まれます。  
一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

**保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。**

基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）

を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」を組み合わせるかどうかは選択できます。

**農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）**

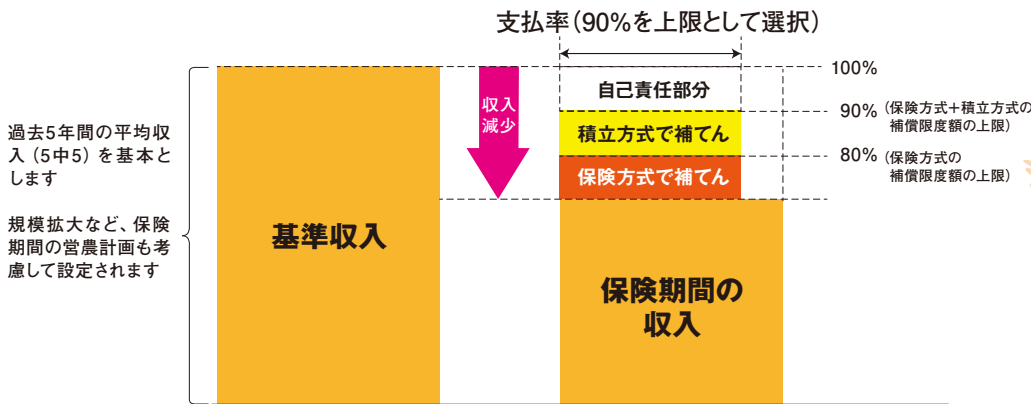
保険料は掛捨てになります。保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がって行きます。

積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## 収入保険の補てん方式

※5年以上の青色申告実績がある場合



## 基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度額9割（保険8割+積立1割）支払率9割を選択した場合の試算

### 農業者が用意すべきお金

保険料は（掛捨て）	7.8万円
積立金は（掛捨てではない）	22.5万円
事務費	2.2万円
合計	32.5万円

### 補てん金額

収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	補てん金の構成		補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）
		保険方式（保険金）	積立方式（特約補てん金）	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

**収入保険は、平成30年10月から加入申請受付を開始し、平成31年1月から補償を開始します。**

収入保険の内容や試算については、お気軽に東京都農業共済組合までご相談ください（042-381-7111）。